

生命保険の契約者変更と税務

平成30年1月1日以降に契約者変更があった場合に、「生命保険等の異動に関する調書」が生命保険会社から税務署へ提出されることになったのをご存知ですか？

これにより、保険契約者が死亡したために契約者変更した場合には「解約返戻金相当額」が、死亡以外で契約者の変更があった場合には、「保険金の支払い時に契約者の払い込み保険料」が支払調書に記載されるようになりました。

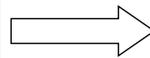
今回は、生命保険の契約者が保険期間の途中で変更となった場合に、どのような課税がされるのかについて取り上げます。

＜契約者を変更することにより、適用される税金が変わります＞

契約者変更の例

変更

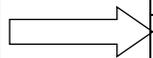
契約者 (保険料 負担者)	被保険者	受取人	
		死亡保険金	満期保険金
妻 	夫 	妻 	夫 



契約者 (保険料 負担者)	被保険者	受取人	
		死亡保険金	満期保険金
夫 	夫 	妻 	夫 

●変更前の課税関係

死亡保険金にかかる税金	満期保険金にかかる税金
所得税(一時所得)	贈与税



●変更後の課税関係

	死亡保険金にかかる税金	満期保険金にかかる税金
妻の負担した保険料相当部分	所得税(一時所得)	贈与税
夫の負担した保険料相当部分	相続税	所得税(一時所得)

契約者を変更した時点で課税されることはありませんが、保険金を受け取る時には、変更前の契約者と変更後の契約者でそれぞれ分けて課税されることとなります

尚、契約者の死亡による契約者変更の場合は、保険契約の権利を相続人が引き継ぐこととなり、「生命保険契約に関する権利」として、契約者が死亡した時点での解約返戻金相当額が相続財産として相続税の対象となります。

生命保険に加入する際は、契約者、被保険者、受取人を誰にするのかにより、課税関係が変わってきますので、受取時の税金が安くなるように考えて加入されることをおすすめします。